

令和6年度

消費者行政の概要

成田市経済部商工振興企業立地課

目 次

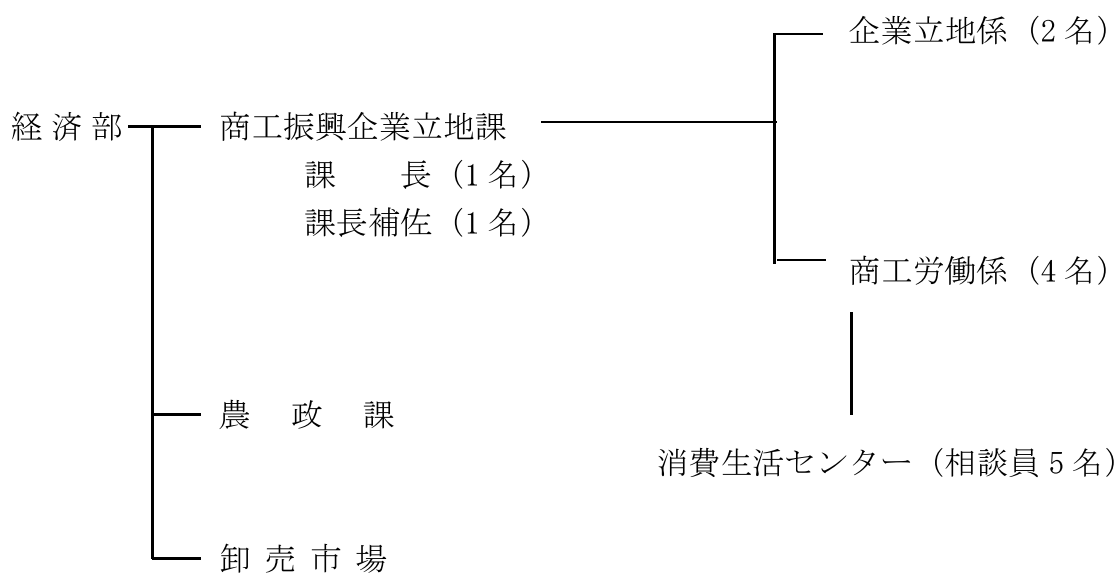
1. 組織及び事務分掌	1
1) 機構図	1
2) 事務分掌	1
2. 決算	2
3. 消費生活センター	3～10
1) 概要	3
2) 消費生活相談事業	3～8
3) 啓発事業	9～10
4. 消費生活啓発事業	11～21
1) 消費生活展	11～14
2) 出前講座	15
3) 親子で学ぶ消費者講座	16～17
4) 消費者講座(一般向け)	16～21
5. 計量適正化推進事業	22～23
特定計量器定期検査(令和6年度実績)	22～23
6. 製品安全4法等による立入検査	24

参考資料

- ・情報紙「消費生活」No.149～No.152
- ・広報なりた「消費生活相談Q&A」令和6年4月1日号～令和7年3月1日号
- ・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- ・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

1. 組織及び事務分掌

1) 機構図



（令和 7 年 3 月 31 日現在）

2) 事務分掌（消費生活関係）

- ・ 消費生活センターに関すること
- ・ 消費者教育及び啓発に関すること
- ・ 計量器検査に関すること
- ・ 製品安全 4 法等に基づく立ち入り検査に関すること
- ・ その他消費生活に関すること

2. 決算

消費生活

歳出

(単位：千円)

節	消費者行政推進費	説 明
報 酬	9,290	消費生活相談員
職員手当等	3,259	消費生活相談員
共 済 費	1,703	消費生活相談員
報 償 費	145	講師謝礼
旅 費	762	消費生活相談員 一般旅費、特別旅費
需 用 費	885	消耗品費 印刷製本費
役 務 費	1	保険料
委 託 料	1,021	消費生活展会場設営委託料
負担金補助 及び交付金	22	消費生活相談研修負担金 県消費生活センター連絡協議会負担金
計	17,088	

3. 消費生活センター

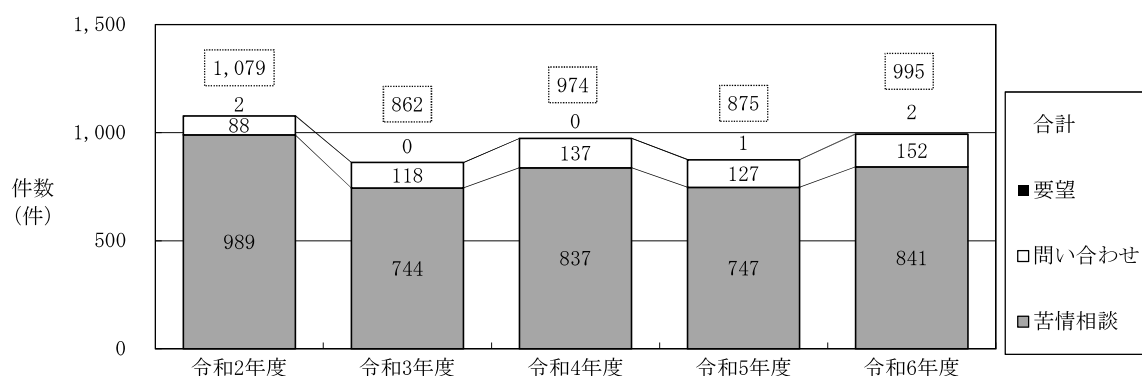
消費者を取り巻く環境が、社会の国際化、情報化、サービス化、高齢化などの影響を受け、大きく変化するなか、消費者トラブルはますます多様化、複雑化してきています。そこでこのような消費者被害を未然に防止するため、5名の消費生活相談員が情報提供や斡旋等により、消費生活相談の解決を図るとともに、各種啓発事業の推進、情報の提供を行い、市民の消費生活の安定と向上に寄与するものです。

1) 概要

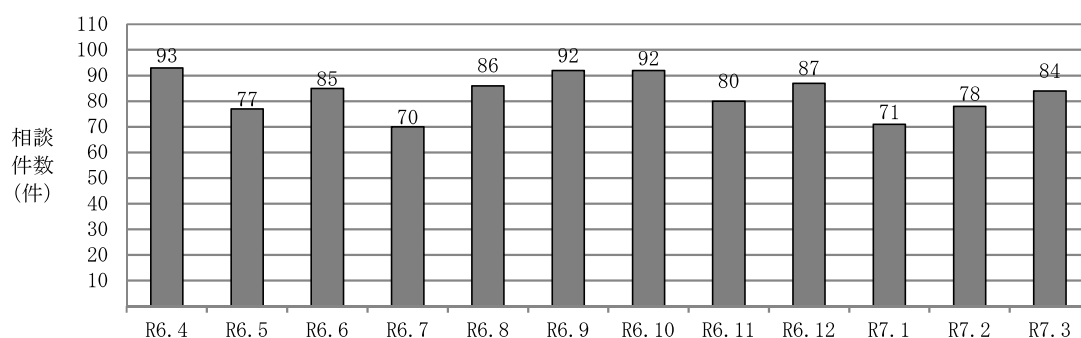
- ア. 名 称 成田市消費生活センター
 イ. 所 在 成田市花崎町 760 番地 成田市役所 3 階
 ウ. 設置年月日 昭和 61 年 7 月 1 日
 エ. 相談受付時間 月曜日～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分
 (ただし、祝日・年末年始を除く)
 ※令和 6 年度より 30 分延長
 オ. 配置人数 5 名
 カ. 相談体制 原則毎日 3 名体制
 キ. 相談員の資格 消費生活相談員
 ク. 電話番号等 TEL 0476 (23) 1161 FAX 0476 (22) 4404

2) 消費生活相談事業

ア. 年度別相談受付件数推移

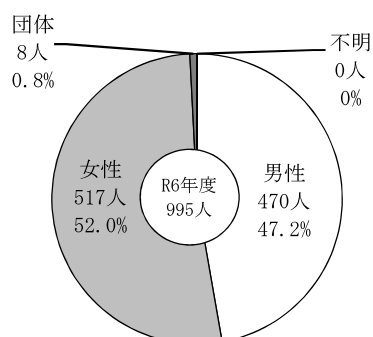


イ. 令和 6 年度月別相談件数

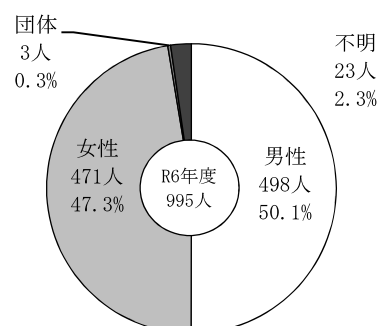


ウ．令和6年度相談者・契約者の属性
【性別割合】

相談者の性別割合

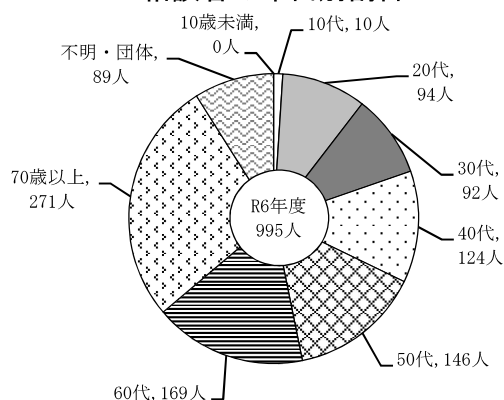


契約当事者の性別割合

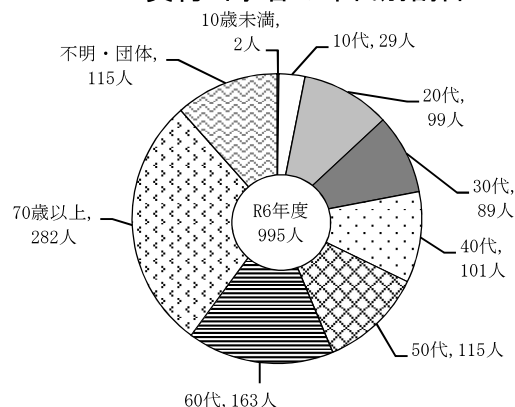


【年代別割合】

相談者の年代別割合

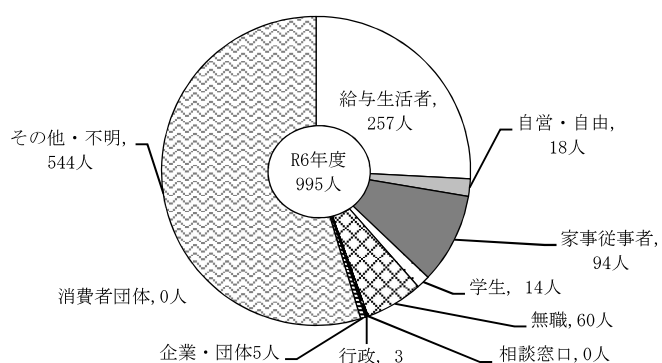


契約当事者の年代別割合

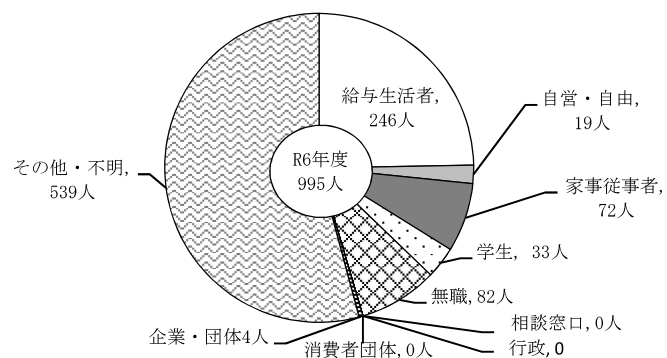


【職業等構成】

相談者の職業等構成



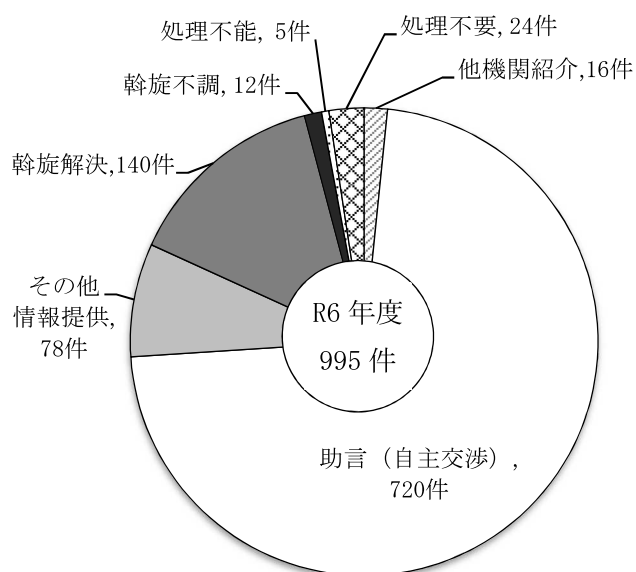
契約者の職業等構成



エ. 令和 6 年度年代別・性別・相談区分別相談人数（人）

年代	性別	苦 情		問 合		要 望		計	
		相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者
10 歳未満	男	0	1	0	0	0	0	0	1
	女	0	1	0	0	0	0	0	1
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
10 代	男	1	8	0	2	0	0	1	10
	女	8	16	1	2	0	0	9	18
	不明	0	1	0	0	0	0	0	1
20 代	男	43	43	3	4	0	0	46	47
	女	45	48	3	4	0	0	48	52
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
30 代	男	39	40	2	2	0	0	41	42
	女	47	43	4	4	0	0	51	47
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
40 代	男	48	46	6	7	0	0	54	53
	女	63	42	7	6	0	0	70	48
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
50 代	男	40	35	10	8	0	0	50	43
	女	80	59	16	11	0	0	96	70
	不明	0	2	0	0	0	0	0	2
60 代	男	74	71	11	14	0	0	85	85
	女	74	69	10	7	0	0	84	76
	不明	0	1	0	1	0	0	0	2
70 歳以上	男	123	146	24	21	1	1	148	168
	女	97	95	26	19	0	0	123	114
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	男	32	35	12	13	1	1	45	49
	女	24	28	12	17	0	0	36	45
	不明	0	10	0	8	0	0	0	18
団 体		3	1	5	2	0	0	8	3
合 計		841	841	152	152	2	2	995	995

オ. 処理結果別相談件数



※他機関紹介：消費生活センターでは一切の処理をせず、他機関を紹介したもの。

助言（自主交渉）：自主解決の方法をアドバイスしたもの。

その他情報提供：斡旋以外の処理で、助言に該当しないもの。

斡旋解決：斡旋の結果、解決がみられたもの。

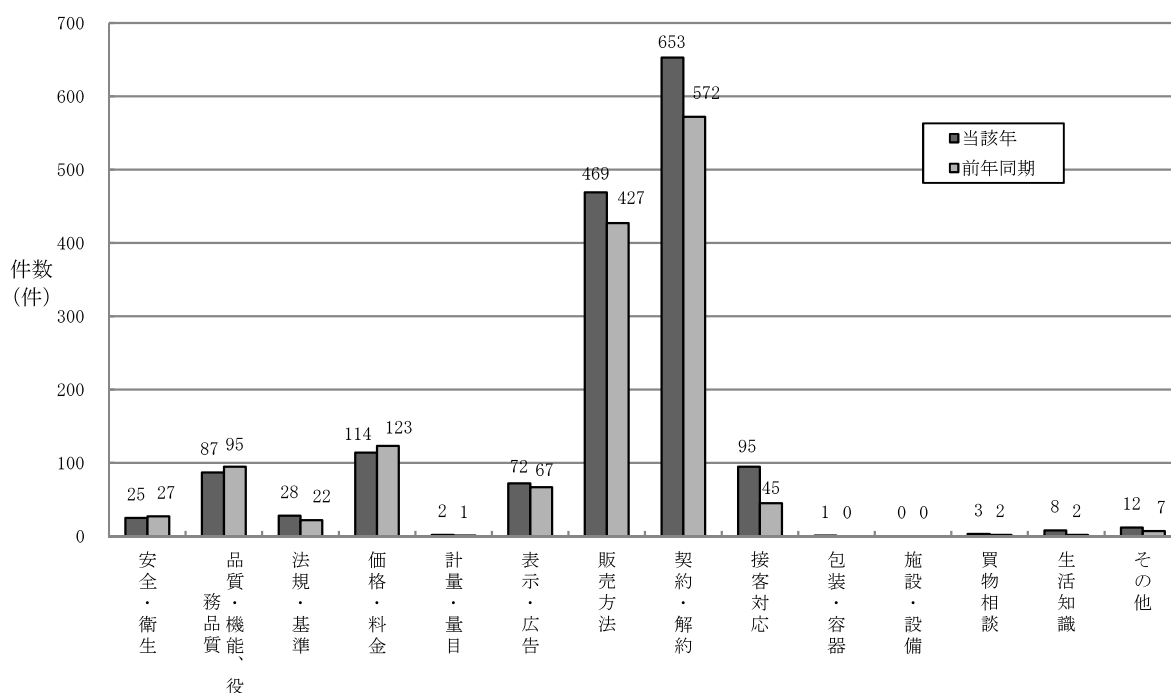
斡旋不調：斡旋の結果、解決がみられなかったもの。

処理不能：物理的理由で処理できなかったもの（例：相談者と連絡が取れなくなった、相手事業者が倒産し連絡が取れなくなった等）。

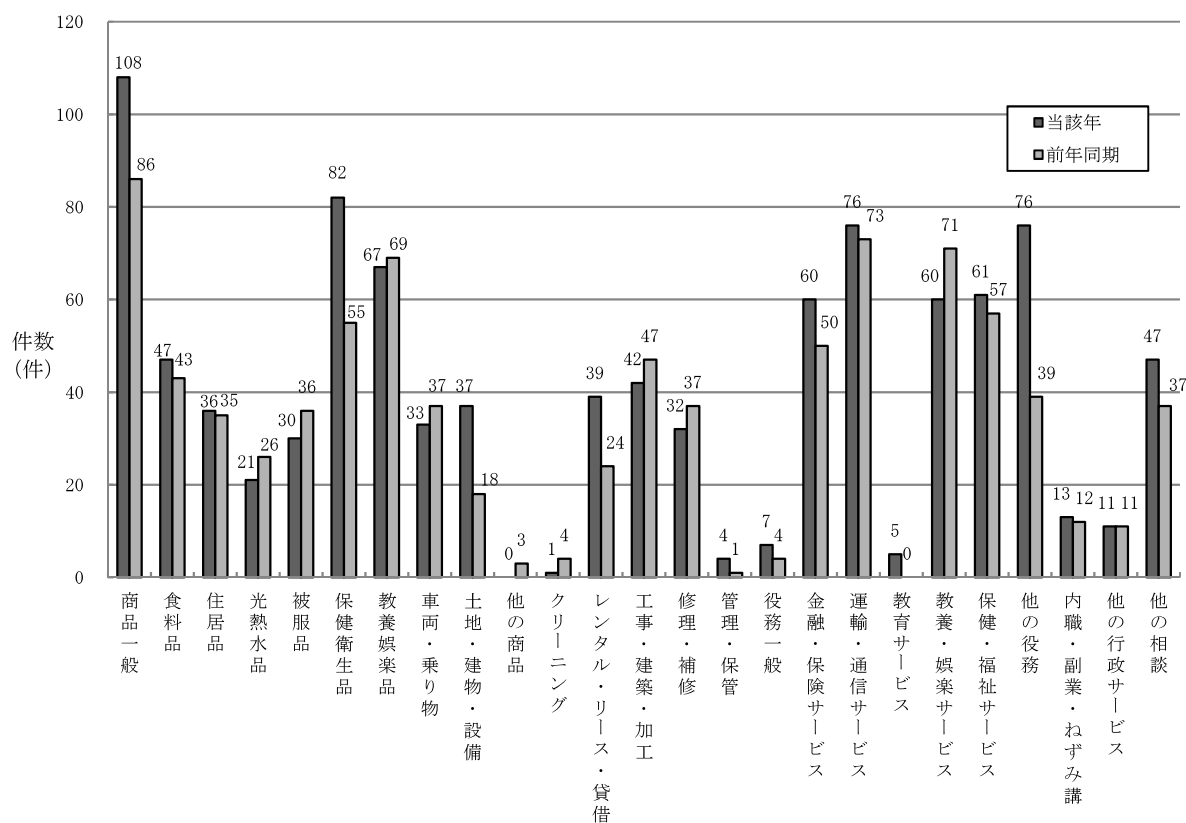
処理不要：相談者が消費生活センターに情報を提供しただけの場合や、相談を取り下げた場合など。

カ. 相談内容別件数推移

* 相談内容別件数は、重複したものすべてを集計したものです。



キ. 商品・役務分類別件数推移



* 相談内容別件数は、重複したもののすべてを集計したものです。

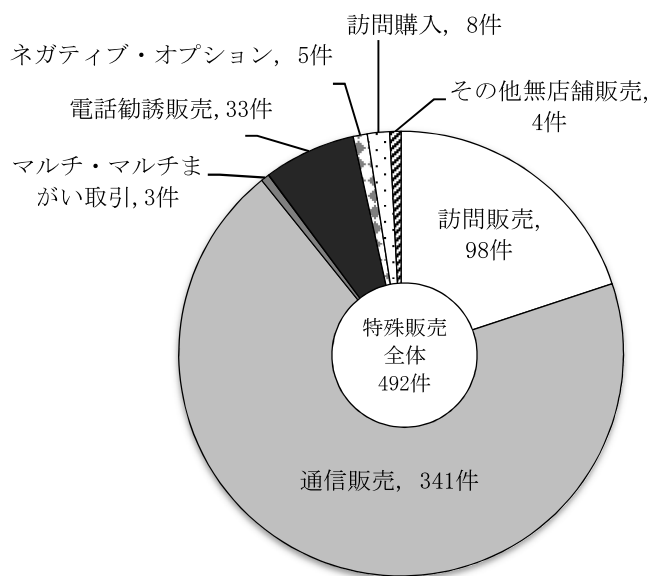
ク. 商品・役務別相談の主な内容キーワード（上位 10 位）

順位	主な商品・役務	件数	相談者最多年齢層
1	クレジットカード不正利用・架空請求など(商品一般)	108	70 歳代
2	化粧品、医薬品(保健衛生品)	82	60 歳代
3	携帯電話の移动通信サービス・インターネット通信サービスなど(運輸・通信サービス)	76	60・70 歳代
3	設備点検、害虫駆除、緊急時の駆付けサービスなど(他の役務)	76	70 歳代
5	電子タバコ、新聞等(教養娯楽品)	67	40 歳代
6	美容医療、医療サービス(保健・福祉サービス)	61	20 歳代
7	投資商品、利殖情報、多重債務(金融・保険サービス)	60	20 歳代
7	音楽や映像配信サービス、副業関連商材(娯楽・教養サービス)	60	70 歳代
9	健康食品・サプリメントなど(食料品)	47	70 歳代
9	個人間取引、SNS など(他の相談)	47	70 歳代

ケ．特殊販売に係る販売購入形態別件数

店舗購入を除く販売購入形態(特殊販売)別の相談件数は 454 件で、全相談件数の 51.89% を占めた。

特殊販売に係る販売購入形態別件数



※訪問販売：営業所等以外の場所で申込や契約するもの

通信販売：電話やインターネットなどの通信手段によって契約するもの

マルチ・マルチまがい取引：連鎖販売取引とマルチまがい取引

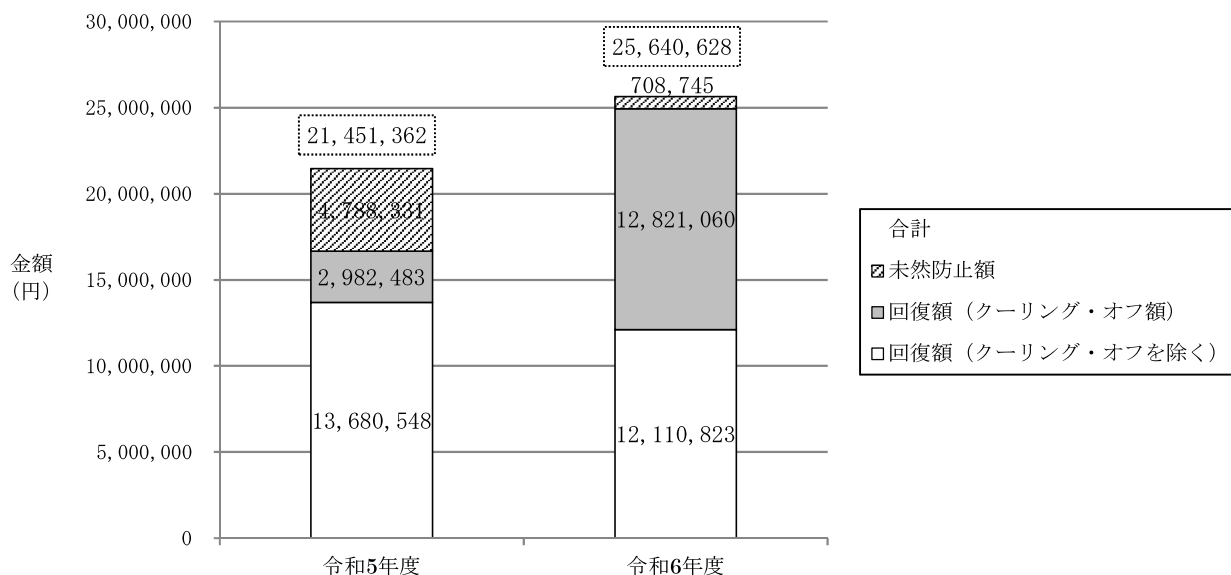
電話勧誘販売：電話における勧誘により郵便等で契約をするもの

ネガティブ・オプション：申し込んでいない商品が業者が送付するもの

訪問購入：消費者の自宅などで売買契約をし、業者が物品等を購入するもの

その他無店舗販売：露店や屋台など、店舗以外で契約するもの

コ．内容別救済金額推移



※回復額とは

消費生活センターに相談することで、支払い済みの金額の全部又は一部がクーリング・オフや斡旋交渉によって返金または免除等された金額

※未然防止額とは

契約・申込をする前に消費生活センターに相談することで、支払わずに済んだ金額

3) 啓発事業

消費者が自らの意識の向上を図り、健全で安定した豊かな生活を営めるよう、各種啓発事業を行っています。

ア. 情報紙の編集・発行	情報紙「消費生活」年4回	4,300部/回
イ. 啓発資料の発行・配布	くらしの豆知識 (通常版:500部、セレクト版:500部)	1,000部
	「こんなときクーリング・オフを利用できます!」 (一般向け啓発用小冊子)	500部
	「ネット通販トラブルにご用心!」 (一般向け啓発用小冊子)	300部
	「正しく身につけよう ネットリテラシー」 (一般向け啓発用小冊子)	200部
	「STOP 点検商法」 (一般向け啓発用小冊子)	300部
	「一人で悩まず、消費生活センターに相談してください!」 (一般向け啓発用小冊子)	300部
	「闇バイトは犯罪です!!」 (若者向け啓発用小冊子)	300部
	「オトナ消費者へステップアップ!」 (若者向け啓発用小冊子)	200部
	「中学生もみんな消費者」 (若者向け啓発用小冊子)	200部
ウ. 図書・DVDの貸出	暮らしに役立つさまざまな書籍やDVDの貸出をしています。	
エ. パネルの展示	消費生活センターにおいて、啓発パネル(悪質商法全般等)の展示をしています。	
オ. 若者向け啓発用物資の配布	市内大学・専門学校等に若者向けの消費啓発物資の配布をしています。	

カ．広報紙への掲載

「広報なりた」各月 1 日号において『消費生活 Q & A』というコーナーを設け、消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、消費生活に関する情報や消費者に必要な知識の提供をしています。

掲載年月日	タイトル（内容）
R6. 4. 1	SNS を利用した投資勧誘に注意！
5. 1	広告の料金表示に注意！トイレの修理で高額請求
6. 1	中途解約時は契約期間の確認を！
7. 1	公的機関をかたる架空請求に注意！
8. 1	給湯器の点検に関するトラブルが増えています！
9. 1	著名人をかたった金融商品の勧誘詐欺に注意！
10. 1	無料とうたう占いサイトに注意！
11. 1	「簡単にもうかる」という副業の広告に注意！
12. 1	「〇〇Pay で返金」という詐欺に注意！
R7. 1. 1	LCC での利用トラブルに注意！
2. 1	国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールに注意！
3. 1	子どもがスマホゲームへ課金 身に覚えのない高額請求が！

4. 消費生活啓発事業

消費者に必要な情報提供等を行い、消費者が自ら考え自主的に行動していく契機を与える場を設定し、主体性を持った消費者の確立を目的として消費生活展や「なりた知っ得出前講座」などの啓発事業を開催しています。

1) 消費生活展

第51回成田市消費生活展

- ・テーマ 「高めよう消費者力！～豊かな社会の暮らし方～」
- ・日 時 令和7年1月18日（土）～19日（日）
午前10時～午後4時
- ・会 場 ユアエルム成田店 1階センタープラザ
- ・主 催 成田市
- ・協 賛 (株)ユアエルム京成 / (一社)千葉県LPガス協会 印旛支部成田地区会 / 生活協同組合コープみらい 成田地域センター / (一財)関東電気保安協会 千葉事業本部 / NPO せっけんの街 / (一社)成田市観光協会 / なりた環境ネットワーク / エコ・成田 / (公社)千葉県建築士事務所協会 成田支部 / 成田市リサイクルプラザ運営委員会 / (福)成田市社会福祉協議会
- ・参加団体 成田市消費生活センター / (一財)関東電気保安協会 千葉事業本部 / 生活協同組合コープみらい / (一社)千葉県LPガス協会 / (一社)千葉県計量協会・千葉県計量検定所 / (公社)千葉県建築士事務所協会 成田支部 / エコ・成田 / NPO せっけんの街 / (独)製品評価技術基盤機構 / (一社)成田市観光協会 / (福)成田市社会福祉協議会 / なりた環境ネットワーク・成田市環境部環境計画課 / 成田市リサイクルプラザ運営委員会 / 成田市環境部クリーン推進課 / 成田市都市部公園緑地課
- ・来場者数 750人

・過去の開催状況

回	年度	テーマ	期 間	会 場
46	30	みんなで考えよう！豊かな暮らしの築き方	H31. 1. 19～20	ユアエルム 成田店
47	1	みんなで築こう！ ～豊かな消費社会を目指して～	R1. 8. 24～25	ユアエルム 成田店
48	3	築こう！新しい日常 考えよう！より良い消費行動	R4. 1. 22～23	ユアエルム 成田店
49	4	目指そう！かしこい消費者 ～18歳から大人に～	R5. 1. 21～22	ユアエルム 成田店
50	5	成田市制施行 70 周年記念事業 ～人を繋ぐ 歴史を繋ぐ 未来へ繋ぐ みんな の成田～	R6. 1. 20～21	ユアエルム 成田店

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、消費生活パネル展を開催。

期間：R3. 2. 2～2. 4

会場：赤坂ふれあいセンター 中央ホール

期間：R3. 2. 8～2. 12

会場：成田市役所 1 階市民ロビー

(11 日 (祝) を除く)

※成田市では、消費者に対する啓発事業の一環として、消費者への必要な情報提供及び自ら考えて行動する意識づくりを図るべく「消費生活展」を開催し、令和 6 年度までに 51 回開催してきました。しかし、事業開始から約 50 年が経過し、昨今の消費者の消費活動の変化や、消費者トラブルの多様化・複雑化などをふまえ、消費者へのより効果的な啓発方法を検討するなかで、高度化・多様化した現代の消費者のニーズに合った啓発事業の推進が必要と判断させていただき、令和 6 年度をもって消費生活展は終了することといたしました。

今後は、従来から実施しております消費者講座等を充実させ、より多くの市民の皆様に消費生活問題を啓発してまいります。

高めよう消費者力！ ～豊かな社会の暮らし方～

第51回

成田市消費生活展

令和7年

1月18日(土)・19日(日)

10:00～16:00

●スタンプラリー（15:30 受付終了）

各出展団体ブースでクイズに答えてスタンプをもらおう！

もらったスタンプの数に応じて素敵な景品をプレゼントします♪

スタンプ6～9個→景品1つ

スタンプ10個以上→花苗1つと景品1つ

※花苗及び各種景品は、無くなり次第、終了になります。

※ 花苗の受け取り時間指定について

花苗については、スタンプラリーの用紙を受け取った時間によって受け取り時間が指定されています。引き換え券に指定された時間をご確認の上、受け取り忘れのごさいませんようご注意ください。

〔対象〕

小学生以上

♪ うなりくん登場 ♪

うなりくんと一緒に写真を撮ろう！！

19日(日)のみ

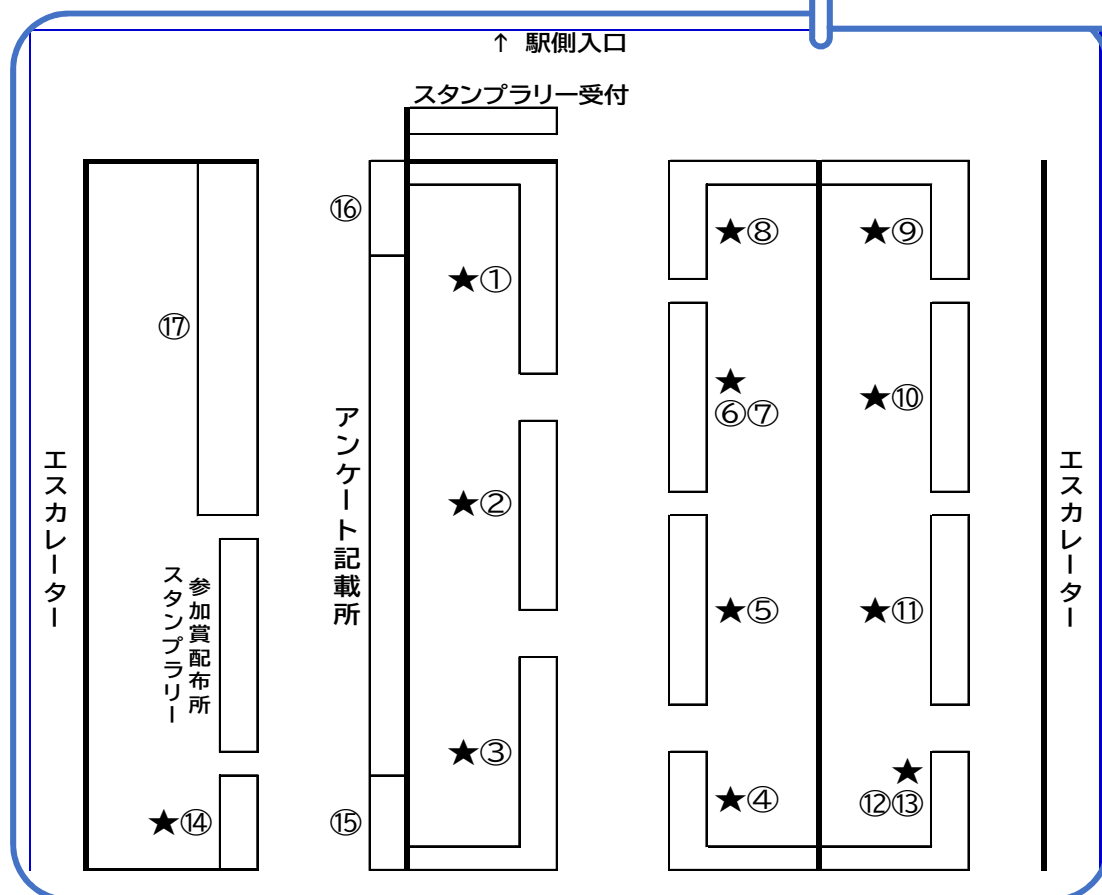
11:00～/13:30～/15:00～（各回約30分間）

主 催：成田市／問合せ：0476-20-1622（商工振興企業立地課）

	団体名およびテーマ
①	成田市消費生活センター 〈暮らしの身近な窓口〉
②	成田市環境部クリーン推進課 〈資源物とごみの分け方・出し方〉 ※日曜日のみ
③	(一社)千葉県 LP ガス協会 印旛支部成田地区会 〈災害に強い味方 LP ガス〉
④	成田市リサイクルプラザ運営委員会 〈SDGs って何?〉
⑤	(福)成田市社会福祉協議会 〈「なりたフードバンク活動」と SDGs〉
⑥	(一社)千葉県計量協会
⑦	千葉県計量検定所
	〈環境と暮らしを守るー正しい計量ー〉
⑧	NPO せっけんの街 〈廃食油から作ったリサイクルせっけんと SDGs〉
⑨	(公社)千葉県建築士事務所協会 成田支部 〈建築士から建築主へのアドバイスやトラブルの解決〉

	団体名およびテーマ
⑩	エコ・成田 〈みんなでとりくもう地球温暖化防止、 省エネ・省資源〉
⑪	(一財)関東電気保安協会 千葉事業本部 〈電気の安全と省エネルギー〉
⑫	成田市環境部環境計画課
⑬	なりた環境ネットワーク 〈身近なエコを実践しよう〉
⑭	生活協同組合コープみらい 〈エシカルについて〉 ※土曜日のみ
⑮	(一社)成田市観光協会 〈成田の観光イベントの PR〉
⑯	(独)製品評価技術基盤機構 〈身近な製品で、こんな事故が起きている〉
⑰	成田市都市部公園緑地課 〈緑化推進〉

会場案内図



「★」が付いている団体(①～⑭)は、スタンプラリー実施団体です

2) 出前講座

日 時	場 所	受 講 団 体	講 師	参加 人数
R6. 6. 14 (金) 10 : 10～11 : 15	保健福祉館 多目的ホール	NT 地区民生委員児童 委員協議会	成田市消費生活センター 消費生活相談員	21
R6. 6. 29 (土) 14 : 10～14 : 45	保健福祉館 多目的ホール	中台地区社会福祉協議 会	成田市消費生活センター 消費生活相談員	40
R6. 7. 30 (火) 10 : 00～12 : 00	生涯大学校	生涯大学院 (1 年 2 組)	成田市消費生活センター 消費生活相談員	29
R6. 7. 31 (水) 10 : 00～12 : 00	生涯大学校	生涯大学院 (1 年 1 組)	成田市消費生活センター 消費生活相談員	32
R6. 9. 29 (日) 16 : 00～17 : 00	錦谷	公津地区区長会	成田市消費生活センター 消費生活相談員	19
R6. 10. 16 (水) 11 : 00～11 : 30	生活クラブ風の村 デイサービスセンタ ーなりた	社会福祉法人 生活ク ラブ風の村なりた	成田市消費生活センター 消費生活相談員	26
R6. 12. 1 (日) 9 : 30～10 : 30	ライオンズガーデン シティ成田	ライオンズガーデンシ ティ成田自治会	成田市消費生活センター 消費生活相談員	21
R7. 2. 10 (月) 9 : 40～10 : 40	宗吾台コミュニティ ホール	公津地域包括支援セン ター (宗吾台元気クラブ)	成田市消費生活センター 消費生活相談員	18
R7. 2. 26 (水) 9 : 40～11 : 30	玉造中学校 体育館	成田市立玉造中学校 (2 年生)	成田市消費生活センター 消費生活相談員	63

3) 親子で学ぶ消費者講座

日 時	場 所	テーマ	講 師	参加 人数
R6. 8. 4 (日) 10 : 00～12 : 00	市役所 6 階 大会議室	夏休みから見直す おこづかいの話と貯金箱作り	千葉県金融広報委員会 渡辺 一江 氏	25

4) 消費者講座（一般向け）

日 時	場 所	テーマ	講 師	参加 人数
R6. 7. 29 (月) 13 : 30～15 : 30	市役所 6 階 大会議室	かしこく使う健康食品	(公財) 日本健康・栄養食品協会 土田 博 氏	26
R6. 10. 1 (火) 13 : 30～15 : 30	市役所 6 階 大会議室	金融トラブルから身を守る基 礎知識	財務省関東財務局千葉財務事 務所理財課長 前田 和彦 氏	23
R6. 12. 2 (月) 13 : 30～15 : 30	市役所 6 階 大会議室	年末大掃除セミナー ～新年を気持ちよく迎えるた めに～	(一社) 日本清掃収納協会 山口 かな 氏	39
R7. 2. 12 (水) 10 : 00～11 : 30	市役所 6 階 大会議室	楽しく学ぶ冷凍食品活用術	(一社) 日本冷凍食品協会 三浦 佳子 氏	55

夏休みから見直す

おこづかいの話と

貯金箱作り



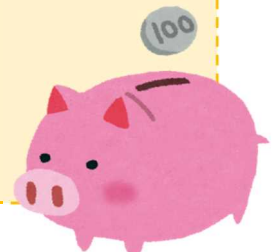
貯金箱作りを通じてお金の大切さについて学ぼう♪
おこづかい帳の付け方も楽しく学べるよ♪

参加料
無料

日時: 8/4(日) 10:00~12:00

会場: 成田市役所 6階 大会議室

講師: 千葉県金融広報委員会 金融広報アドバイザー
渡辺 一江 氏



対象 市内在住・在学の小学3・4年生とその保護者

定員 15組 30名(先着順)

申込 **7/19(金)まで**に記載のQRコード、電話またはメールで
住所・氏名(フリガナ)・学校名・学年・電話番号を
成田市役所商工振興企業立地課へ



申込み先
問い合わせ

成田市経済部商工振興企業立地課

電話: 0476-20-1622

メール: shoko@city.narita.chiba.jp



かしこく使う 健康食品

特定保健用食品等の特徴や安心して使用できる
健康食品の上手な活用方法などについて学びます



日時

令和 6 年

7 月 29 日 (月)

13 : 30 ~ 15 : 30

会場 成田市役所 6 階 大会議室

講師 (公財) 日本健康・栄養食品協会

土田 博 氏

無料

定員 70 名
(先着順)

申し込み方法

【記載の QR コード、電話またはメール】で

【氏名・電話番号・お住まいの地域】をお知らせください。

成田市経済部商工振興企業立地課

電 話 : 0476-20-1622

E-mail : shoko@city.narita.chiba.jp



令和 6 年度 第 2 回消費者講座

金融トラブルから身を守る 基礎知識

小銭不要でスピーディーに支払いできるキャッシュレス決済が身近になった

一方で、悪質な投資勧誘や電子マネーを悪用した詐欺も増えています。

自分は騙されない！と思いつつ不安もありませんか？

大切な財産を守るため、巧妙化した詐欺の手口や被害を受けないための

対策を改めて学んでみませんか？

参加料無料

日 時:令和 6 年 10 月 1 日(火)13:30~15:30

場 所:成田市役所 6 階 大会議室

講 師:財務省関東財務局千葉財務事務所 理財課長 前田 和彦 氏

定 員:70 名(先着順)



キャッシュレス決済
の仕組みについて
も学びましょう！



申し込み方法

【記載の QR コード、電話またはメール】で
【氏名・電話番号・お住まいの地域】をお知らせください。

成田市 経済部 商工振興企業立地課

電 話 : 0476-20-1622

E-mail : shoko@city.narita.chiba.jp



令和6年度第3回消費者講座



年末大掃除セミナー

～気持ちよく新年を迎えるために～

いつかはやらなければと思いつつ、つい面倒になりがちな年末大掃除。

でも、気持ちよく新年は迎えたい。やり方次第で無理なくできます。

今回の講座では、誰でも簡単に今すぐ実践できる

大掃除のコツについてわかりやすく紹介します♪

日時 令和6年12月2日（月）13：30～15：30

場所 成田市役所 6階 大会議室

講師 （一社）日本清掃収納協会

山口 かな 氏

定員 70名（先着順）

申込 【下記のQRコード、電話またはメール】で

【氏名・電話番号・お住まいの地域】をお知らせください。



参加料無料

【申込・問い合わせ先】

成田市経済部商工振興企業立地課

電話：0476-20-1622

E-mail：shoko@city.narita.chiba.jp



令和6年度 第4回消費者講座



楽しく学ぶ

冷凍食品活用術

日常生活に欠かせない冷凍食品の特性や栄養、購入・保存方法や便利に活用した調理のポイントや時短レシピの他、食品ロス削減にも繋がることなどについて学びます。

日時 令和7年2月12日（水）10：00～11：30

場所 成田市役所 6階 大会議室

講師 （一社）日本冷凍食品協会 広報部長

三浦 佳子 氏

参加料無料

定員 50名（先着順）

申込 【下記のQRコード、電話またはメール】で

【氏名・電話番号・お住まいの地域】をお知らせください。



【申込・問い合わせ先】

成田市経済部商工振興企業立地課

電話：0476-20-1622

E-mail：shoko@city.narita.chiba.jp



5. 計量器適正化推進事業

消費者保護の立場から、計量法に基づき取引・証明に使用されている計量器（はかり）を対象に適正計量器を確保し、取引証明上の計量の安全を図り、計量の面から住民の福祉に貢献することを目的として、千葉県計量検定所に市が協力し、2年に1回計量器定期検査（当市は偶数年度）を実施しています。

特定計量器定期検査（令和6年度実績）

ア. 集合場所検査

（受検者が計量器を検査会場に持参して行う検査）

検査日程	検査場所	検査戸数	検査個数		不合格数		免除個数
			はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり	はかり
7/9	成田市農業協同組合 経済センター	19	63	41	5	0	1
7/10	大栄公民館	13	73	6	1	0	0
7/11	下総支所	8	20	9	1	0	0
7/12	成田市総合流通センター	21	57	15	0	0	0
7/16	成田市公設卸売市場	29	62	26	2	0	1
7/17	保健福祉館	20	39	13	4	0	0
7/18	成田市役所	24	39	20	0	0	1
7/19	成田市役所	26	150	19	1	0	1
小計		160	503	149	14	0	4
合計		160	652		14		4

イ．所在場所検査

(計量器の数が多い場合、あるいは土地建物に取り付けられ運搬が困難な場合に設置場所で行う検査)

検査日程	検査戸数	検 査 個 数		不 合 格 数	
		はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり
7 月 30 日	3	6	4	0	0
7 月 31 日	3	21	14	0	0
8 月 27 日	2	52	0	3	0
8 月 28 日	3	56	7	3	0
11 月 22 日	1	92	14	2	0
11 月 25 日	3	25	0	1	0
11 月 27 日	3	42	0	4	0
小 計	18	294	39	13	0
合 計	18	333		13	

6. 製品安全 4 法等による立入検査

消費者行政に関する消費生活用製品安全法（特定製品に対する PSC マーク等の有無と表示状況）、家庭用品品質表示法（品質に関する表示の有無と表示状況）、電気用品安全法（電気用品販売店における認定品以外の電気用品販売の有無）、ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（ガス用品の PSTG マーク・液化石油ガス用品の PSLPG マークの有無と表示状況）に基づく一般小売業者の立入検査を実施しました。

法 律	調 査 品 目	調査店舗数	違反件数
消費生活用製品安全法	家庭用圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、携帯用レーザー応用装置、ライター	3	0
家庭用品品質表示法	繊維製品（4 品目）、合成樹脂加工品（3 品目）、電気機械器具（3 品目）、雑貨工業品（4 品目）	3	0
電気用品安全法	オーブントースター、ホットプレート、洗濯機、モバイルバッテリー、AC アダプター、こたつ	3	0
ガス事業法	ガス瞬間湯沸器、ガスコンロ	1	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	カートリッジ式ガスコンロ	1	0

参 考 资 料

消費生活

No. **149**
令和6年6月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所3階



◆クレジットカードのリボ払いって何だろう？

～特徴と利用上の注意～

◆成田市消費生活センターにおける令和5年度の相談概要

**成田市消費生活センターは、3月25日(月)より
成田市役所の2階から3階に移転しました。**



相談を受けている様子



通路から見た移転後のセンター入口

消費生活センターでは、5名の消費生活専門相談員が成田市在住・在勤・在学の方を対象に商品・サービスの契約トラブル等について相談を受け付け、消費者といっしょに考え、解決のお手伝いをします。

「おかしいな?」「困った!」と思ったら、消費生活センターに相談してみましょう。

**悪質商法に
あわないための
5ヶ条**

1. 何の用? しっかり聞こう身分と用件
2. 迷ったら、その場で決めずに家族・知人にまず相談
3. 勇気を出して、はっきり断ろう「いりません!」
4. あまい誘い、もうけ話に気をつけよう
5. サインした後で、「しまった!」はもう遅い(契約書のサインは慎重に)

クレジットカードのリボ払いって何だろう？ ～特徴と利用上の注意～

大人になれば、誰もが1枚は持っているクレジットカード。
最近はカードの発行がなく、スマホなどのアプリにカード機能がついているものもあります。
クレジットカードは、手元に現金がなくても買い物ができ、商品やサービスの代金を後払いすることができます。支払い方法にはいくつかの種類があり、1回払いや分割払いのほかに、リボルビング払い（以降リボ払い）という方法があります。分割払いやリボ払いをすることで、月々の支出を抑えて計画的に購入することができとても便利ですが、計画的に利用しないと利用金額が増え支払いに困る場合もあります。リボ払いはテレビCMなどでもよく聞きますが、具体的にどのような仕組みかわかりにくい、知らない間にリボ払いになっていた、手数料が高くて驚いた、というトラブル事例もあります。

リボ払いとは、クレジットカードの利用金額や利用件数にかかわらず、あらかじめ設定した一定の金額を月々支払う方式です。
リボ払いの特徴を正しく理解して利用しましょう



リボ払いの利用金額は、支払残高に組み込まれ、支払残高はリボ払いの利用と支払いによって増減します。支払いが長期化すると手数料がかさみます。

分割払いとの違い

➡分割払いではカード利用時に利用金額の支払回数を選んでその都度分割で払い、分割手数料は別途かかります。



◆リボ払いの利用方法とその特徴

利用時選択型	登録型	リボ専用カード	後からリボ変更
クレジットカードを利用するときに、そのカードで利用できるいくつかの支払方式（1回払いや分割払い等）の中からリボ払いを選択する最も一般的な利用方法です。	クレジット会社に「1回払い等での利用を自動的にリボ払いに変更する」旨の登録をするものです。登録はカード申込時のほか、カードの利用中でもできますが、登録をしている間は、カードの利用時に1回払いを指定してもリボ払いでの支払いになります。1回払いを利用したい場合は登録を解除することもできますが、登録の内容はカードによって異なるのでよく確認しましょう。	当初からリボ払いに限定されているカードで、リボ払い以外の支払いは選べません。利用時に1回払いを指定してもリボ払いでの支払いになります。カードの特性をよく理解してから申し込みましょう。	1回払い等で利用したカードの利用分を利用後一定期間内にクレジット会社に申し出てリボ払いに変更するサービスです。不意な出費があった時などに便利です。サービス利用を申し出る期間やリボ払いに変更できる利用分などはカードによって異なるので確認が必要です。

◆リボ払いの手数料

リボ払いでは支払残高に応じた手数料がかかります。
手数料は、支払残高に実質年率（カード申込書やカード会員規約などで確認できます。）と1年間のうちの経過日数を乗じて計算できます。
※例えば 今月の支払残高が10万円で、実質年率が15%の場合、
30日後の翌月までにかかる手数料は、
 $100,000円 \times 15\% \times 30日 / 365日 = 1,232円$ （端数切捨て）です。

◆代表的なリボ払いの方式

①定額方式➡支払残高の大きさに関係なく毎月一定額を支払う方式です。

例えば、毎月定額で2万円支払いコースを選んだ場合

➡商品購入翌月から支払いが発生する。

定額方式 毎月定額2万円支払いコースの場合		商品購入	支払い残高	月々の支払い
	5月	パソコン 120,000円		
	6月	➡	120,000円	2万円+手数料
	7月	かばん 25,000円	100,000円	2万円+手数料
	8月	➡	105,000円	2万円+手数料
	9月	航空券 33,000円	85,000円	2万円+手数料
	10月	➡	98,000円	2万円+手数料
	11月		78,000円	2万円+手数料
	12月		58,000円	2万円+手数料
			支払残高がある限り支払いは続く	

◆支払い残高の返済

リボ払いの支払残高は一部または全部を繰り上げて返済することができます。支払残高を減らすことにより、手数料を節約し、支払期間を短くすることができます。返済の方法はカードによって異なるので、確認しておきましょう。

クレジットカードが届いたときは利用案内書や規約を必ず読みましょう。
利用した後は利用明細書を必ず確認しましょう。支払残高や手数料について確認することが大切です。

②残高スライド方式➡支払残高の大きさに応じて、毎月の支払額が段階的に増減する方式です。

例えば、下記の条件になっている場合

➡商品購入翌月から支払いが発生する。

残高スライド方式 支払残高が10万円未満➡1万円 10万円以上➡2万円の場合		商品購入	支払い残高	月々の支払い
	5月	パソコン 120,000円		
	6月	➡	120,000円	2万円+手数料
	7月	かばん 25,000円	100,000円	2万円+手数料
	8月	➡	105,000円	2万円+手数料
	9月	航空券 33,000円	85,000円	1万円+手数料
	10月	➡	108,000円	2万円+手数料
	11月		88,000円	1万円+手数料
	12月		78,000円	1万円+手数料
			支払残高がある限り支払いは続く	支払残高によって支払額が変わる

成田市消費生活センターにおける令和5年度の相談概要

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、消費活動が活発化した年でした。令和5年度に成田市消費生活センターに寄せられた相談件数は875件で、昨年度（974件）より99件減少しました。相談内容の1位は「商品一般」に関する相談が85件で、昨年度（55件）より30件増加しました。クレジットカードの不正利用や詐欺的な架空請求などが増えたためと思われます。2位は「運輸・通信サービス」に関する相談が73件で、昨年度（64件）より9件増加しました。電話勧誘による携帯電話の移動通信サービスやインターネット通信サービスの解約トラブルが見られました。3位は「教養・娯楽サービス」に関する相談71件で、昨年度と同じ件数でした。これは音楽や映像配信サービスなどのサブスクリプション契約を解約したいが解約できない、副業商材などネット上の契約トラブルが多くありました。4位は「教養娯楽品」に関する相談が69件で、昨年度（66件）より3件増加しました。電子タバコの広告を見て注文したが定期購入だったので解約したいとか高齢者が新聞の勧誘を受けたが解約したいなどの相談がありました。5位は「保健・福祉サービス」に関する相談57件で、昨年度（52件）より5件増加しました。これは、脱毛エステの事業者の倒産が続いたことから相談が増えたようです。

令和5年度の救済金額の合計は約2,145万円（未然防止22%、回復78%※¹）で昨年度（約2,031万円）より約114万円増加しました。しかし、一度支払ったものを取り戻すことは非常に困難です。被害金額を取り戻せない場合も多く、消費生活センターでは対応が難しい場合、弁護士などの法律の専門家を紹介することもあります。「おかしい」と思ったら相手に連絡したり支払ったりする前に、消費生活センターに相談しましょう。

※1 相談することで請求されていたが支払わずに済んだものを未然防止、支払い済みだがクーリング・オフやあっせん交渉により返金（全額または一部）されたものを回復としています。

◆ 商品・役務別相談上位10位 ◆

順位	主な商品・役務	件数	相談者最多年齢層
1	クレジットカード不正利用・架空請求など（商品一般）	85	50歳代
2	携帯電話の移動通信サービス・インターネット通信サービスなど（運輸・通信サービス）	73	70歳代
3	音楽や映像配信サービス、副業関連商材（教養・娯楽サービス）	71	50・60歳代
4	電子タバコ、新聞など（教養娯楽品）	69	50歳代
5	美容医療、医療サービス（保健・福祉サービス）	57	20歳代
6	化粧品、医薬品（保健衛生品）	55	50・60歳代
7	投資商品、利殖情報、多重債務（金融・保険サービス）	50	40歳代
8	リフォーム、屋根・壁塗装、排水管工事（工事・建築・加工）	47	70歳代
9	健康食品・サプリメントなど（食料品）	43	60歳代
10	食事宅配、申請代行、解錠サービスなど（他の役務）	40	50歳代

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時00分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター（成田市役所3階） ☎23-1161 ●

消費生活

No. **150**
令和6年9月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所3階



◆老後の住宅資産活用

「リバースモーゲージ」「リースバック」って何？

第1回消費者講座を開催しました！



7月29日（月）に（公財）日本健康・栄養食品協会より土田 博 氏を講師に招き、「かしこく使う健康食品」をテーマに講座を開催しました。特定保健用食品（トクホ）の特徴と用途別の効能や、トクホと他の健康食品との違いなどについてわかりやすく学べる講座となりました。



老後の 住宅資産活用

2千万円
不足するのか



「リバースモーゲージ」「リースバック」って何？

5年前、金融庁の報告書で老後95歳まで夫婦で生きるには約2千万円の金融資産が不足するという試算が示され、話題になりました。老後資金として住宅資産を活用する方法もあり、その代表例として「リバースモーゲージ」や「リースバック」があります。

最近テレビやラジオのコマーシャルなどで見かけることも多くなりましたが、大切な住まいに関するこれらの契約にあたっては、その仕組みをよく理解し、十分注意をする必要がありますので、今号で解説及び自宅売却の事例をご紹介します。

リバースモーゲージとは

自宅に住み続けながら、自宅を担保に、生活費やリフォーム資金などの融資を受け、亡くなったときに家を売却して返済する仕組みです。主に銀行などの金融機関が窓口になっていますが、社会福祉協議会が窓口になっている公的なものもあります。

どこを利用するかによって、借入金の使途や貸付限度額、対象となる物件等が異なってきます。

利用条件

一人暮らしか配偶者との二人暮らしであることが必要で、同居親族がいる場合は利用できないことがあり、年齢制限もあります。対象物件は評価額や地域などが限定されているほか、相続人の同意が必要となるなど、利用する機関ごとに条件が異なる場合があります。

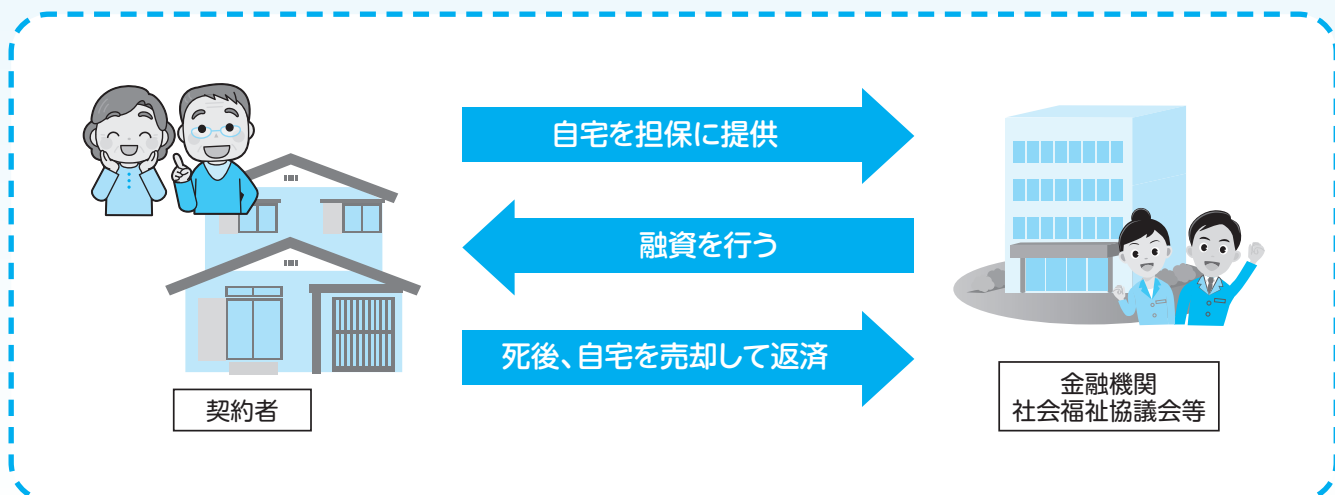
メリット

- ・自宅に住み続けながら自宅を担保に融資を受けられる。
- ・「年金型」「一括融資型」などニーズに合った融資を受けられる。
- ・年収要件が低めであり、生存中の返済の負担が軽い。
- ・本人の死後、配偶者が契約を引き継ぎ住み続けることもできる。

注意点

- ・融資のタイプによって資金用途に制限がある。
- ・利用できる物件の立地エリアが限定される場合がある。
- ・一定評価額以上の戸建て住宅が中心。
- ・相続人の同意と連帯保証人が必要な場合がある。
- ・契約者死亡後、再審査があり、配偶者が住み続けられない場合がある。
- ・不動産の評価額は見直しがあり、利用限度額も変動する。
- ・リコース型の場合、相続人に負担が発生する場合がある。(※参照)

※リバースモーゲージには、リコース型とノンリコース型があります。リコース型は、担保物件を売却した後に債務が残った場合、相続人に請求が行きます。ノンリコース型は、相続人に請求が及ばないタイプです。



リースバックとは

自宅を事業者に売却して売却代金を受け取る一方で、その事業者と賃貸借契約を結び家賃を払い、契約で定めた期間、売却した自宅に住み続けることができる仕組みです。

利用条件

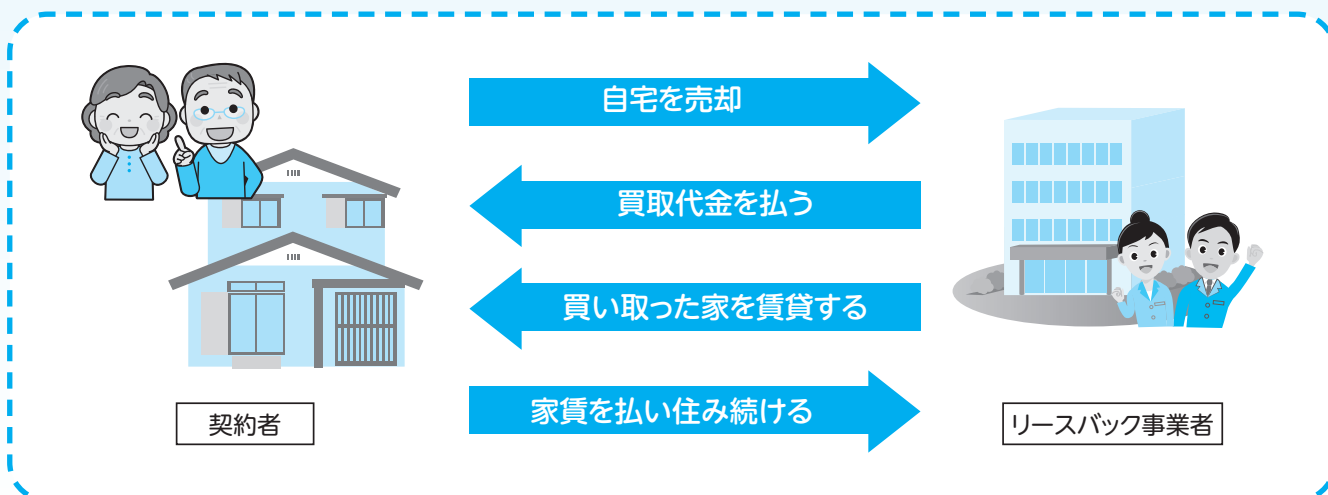
どの地域が対応しているか、どのくらいの評価の物件が対象か、戸建て、マンションともに可能かなどは事業者により異なります。なお、単独名義でないと利用できない業者が多くなっています。

メリット

- ・住宅ローンが残っていても申し込むことができる。
- ・売却代金は一時金として支払われ、使途は問われない。
- ・通常の不動産売却より短期間で手続きができる。
- ・売却後も自宅に住み続けられる。
- ・固定資産税、マンションの管理費、修繕積立金などは不要である。
- ・買戻し特約を付けて契約すれば、将来、買戻しが可能である。
- ・年齢について不問の事業者が多く、職業、年収などの要件も厳しくない。年金収入のみの人も利用可能な場合がある。

注意点

- ・自宅は名義が変わり自分の所有物ではないので、設備の改変や設置を自由にできなくなる。
- ・リースバックでの売却は、通常の売却価格より低めに設定されることが多い。
- ・家賃は周辺の家賃相場より高い場合がある。
- ・賃貸契約が定期借家契約の場合、満了後に再契約できない場合は立ち退かなければならない。
- ・売却価格が住宅ローン残債を上回らないと利用できない。
- ・自宅の売却契約は、クーリング・オフができない。
- ・買戻しの場合、買戻し金額が売却時より高めに設定されている場合がある。



高齢者の自宅売却トラブル事例 (リースバック)

自宅に不動産業者が訪ねてきて「自宅マンションを1500万円で買い取る。その後は月15万円の家賃を払って住み続けられ、管理費や修繕費、固定資産税がかからなくなる」と言われた。一人では決められないと言ったが、「売ったお金を家賃に充てれば数年間払っていける。早く決めないと売れなくなる。」と言ってしつこく勧誘され、契約書にサインしてしまった。業者に契約をやめたいと言っても解約してもらえず困っている。

解説

消費者が不動産業者に自宅を売却する場合、クーリング・オフはできません。一般的に売主が契約を解除する場合は、手付金の倍額を払って解除することになり、手付解除の時期が過ぎると違約金が必要になることもあります。不動産取引は高額な場合が多く、解約料も高くなってしまうことがあります。

対策

- ★自宅を売却するつもりがない場合は「自宅は売りません」「契約はしません」「もう勧誘しないでください」などときっぱり伝え、断りましょう。
- ★自宅を売却しようとするときは、取引の内容をよく確認し、不明な点や納得できない点がある場合は解決するまで契約しないようにしましょう。
- ★契約する前に信頼のできる人と相談し、できるだけ一人で対応しないようにしましょう。

不安に感じたり、トラブルになった場合は、消費生活センターに相談しましょう。

親子で学ぶ消費者講座を開催しました♪

8月4日(日)に千葉県金融広報委員会より金融広報アドバイザーの渡辺 一江 氏を講師に招き、「夏休みから見直すおこづかいの話と貯金箱作り」をテーマに小学3・4年生を対象とした「親子で学ぶ消費者講座」を開催しました。クイズも交えながら、お金のお確かさやおこづかい帳のつけ方などについて親子で楽しく学ぶことができました。



貯金箱を作りました！



親子で楽しく学びました。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時00分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所3階) ☎23-1161 ●

消費生活

No. 151

令和7年1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所3階



◆悪質業者についての情報提供制度 特定商取引法に基づく申出制度についての解説

第2回消費者講座を開催しました!



10月1日(火)に関東財務局千葉財務事務所より前田 和彦理財課長を講師に招き、「金融トラブルから身を守る基礎知識」をテーマに講座を開催しました。キャッシュレス決済の仕組みや金融トラブルの事例のほか、安定的な資産形成のポイントなどについてわかりやすく学べる講座となりました。

悪質業者についての情報提供制度 特定商取引法に基づく申出制度についての解説

【はじめに】

特定商取引法に基づく申出制度(以下申出制度)は、申出者の抱える個別のトラブルを解決することを目的としたものではありませんが、消費者と行政が一体となって、取引の公正の確立及び消費者の利益を守ることを目的に、消費者などからの情報を取り入れるために設けられました。

1 申出制度って何?

特定商取引法で規定している7つの取引類型について、取引の公正や消費者の利益が害されるおそれがあると認められる場合に、これらの状況を是正するため、国や都道府県に対してその内容を申し出て、適当な措置をとるように求めることができる制度です。申出は、悪質・不公正な取引により被害を受けた消費者本人に限らず、個人、法人を問わず誰でも行うことができます。

2 特定商取引法って何？

特定商取引法は、消費者トラブルが生じやすい以下の7つの取引類型について、事業者に対する規制と、クーリング・オフ等の消費者を守るためのルールを定めています。事業者による悪質・不公正な行為を防止し、消費者の利益を守るための法律です。

No	取引形態	取引内容	クーリング・オフ期間
1	訪問販売	消費者の自宅等、店舗以外の場所で商品や権利の販売等を行う取引のことです。また、店舗における取引でも、店舗外で呼び止められて店舗に同行した場合等は訪問販売に該当します。	8日間
2	電話勧誘販売	事業者が消費者に対して電話をかけ勧誘を行う取引のことです。また、消費者に対して勧誘目的を隠して電話をするように依頼し、その電話で勧誘を行う取引も電話勧誘販売に該当します。	8日間
3	通信販売	消費者から郵便、電話、インターネット等の通信手段により契約の申込みを受ける取引のことです。	適用外であるが、返品特約があればこれに準ずる。
4	連鎖販売取引	友人等を販売組織に加入させると報酬が得られるといった勧誘し、販売組織に参加する条件として金銭を負担させる取引をいいます。	20日間
5	特定継続的役務提供	エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療の7つが対象とされています。	8日間
6	業務提供誘引販売取引	「仕事を紹介するので収入が得られる」等と勧誘し、仕事に必要であるとして商品の購入等を求める取引のことです。いわゆる内職商法、モニター商法のことです。	20日間
7	訪問購入	消費者の自宅等、店舗以外の場所で消費者から事業者が物品を買い取る取引のことです。	8日間

詳しくは特定商取引法ガイドを御覧下さい。



特定商取引法ガイド

3 特定商取引法の主な規制内容

次のような事業者の行為は、特定商取引法で禁止されています。

- ・ 勧誘の前に、事業者の正式名称や商品等の種類、勧誘が目的であることを告げない
- ・ 迷惑な勧誘をする
- ・ 誇大広告をする
- ・ クーリング・オフを妨害する
- ・ 事実と異なることをわざと告げる
- ・ 勧誘目的を隠して、一般の人々が自由に出入りしない場所に誘い込んで勧誘をする
- ・ 利益を得ることが確実であると誤解させる
- ・ 法律で定められた事項を記載した書面を交付しない
- ・ 消費者をおどして困らせる
- ・ 日常生活ではとうてい必要でない量の商品等の契約締結を勧誘する
- ・ 物品の買い取りについて、いわゆる飛び込み営業を行う 等

4 申出制度の流れ

(1) 国や都道府県に申し出る

特定商取引法に違反する悪質な事業者について、事業者の行為を改めさせて、同じような被害が起きることを防ぐために、国や都道府県へ情報提供し、適切な措置をとるように求めることができます。



(2) 国や都道府県が調査します

申出書を受理した消費者庁長官若しくは経済産業局長又は都道府県知事は、申出書に記載されているような事実があったかどうかについて、情報収集や調査を行います。また、必要に応じて事業者に対して報告書を提出させたり、立入検査を行ったりします。

(3) 特定商取引法に基づき適切な措置を講じます

消費者庁長官若しくは経済産業局長又は都道府県知事は、取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認める場合には、このような状況を是正するため、事業者に対して特定商取引法に基づく措置その他適切な措置を講じます。

5 申出書の書き方

■申出人の氏名又は名称及び住所

申出を行おうとする者が個人の場合は、氏名、住所、電話番号を記載してください。申出を行おうとする者が法人、団体の場合には、その名称、代表者名、担当者名、所在地、電話番号を記載してください。

■申出に係る事業者

申出の対象である取引の公正や消費者の利益を害するおそれのある行為を行っている事業者の所在地、名称を記載してください。

■申出に係る取引の態様

申出の対象である事業者が特定商取引法で規制している取引類型（訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入）のいずれの取引を行っているのか記載してください。

■申出の趣旨

取引の公正や消費者の利益を害するおそれがあると認められる行為の内容について可能な限り具体的に（誰が、いつ、何を、どのように行ったのか等）記載してください。

■その他の参考となる事項

契約書、パンフレット、クーリング・オフ通知の写し等は調査の際に有用な資料となりますので申出書に添付してください。なお、電磁的な方式による記録媒体は、種類によっては内容を確認できない場合があるため、参考となる資料は、原則、書面にして申出書に添付してください。



6 申出書の提出先

勧誘が行われたり、契約や申込みを行った地域における都道府県知事、または消費者庁長官若しくは経済産業局長に対して申出を行ってください。

【申出先】

- 千葉県知事 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 本庁舎4階
千葉県環境生活部くらし安全推進課消費者安全推進室
- 消費者庁長官 〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階
消費者庁取引対策課
- 経済産業局長 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
関東経済産業局産業部消費経済課

7 執行状況

消費者庁、地方経済産業局及び都道府県における特定商取引法に基づく行政処分について、事業者名や処分内容などの情報を年度別に掲載しています。

詳しくは特定商取引法ガイドの執行状況を御覧ください。



執行状況/特定商取引法ガイド

公正取引と消費者保護のため
情報提供にご協力ください。



申出書の様式 ※消費者庁のホームページにあります。

様式第八(第百五十一条関係)

申 出 書 年 月 日 殿 氏名又は名称 住 所 電話番号 下記のとおり、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがありますので、適当な措置をとられるよう、特定商取引に関する法律第60条に基づき、申し出ます。 記 1. 申出に係る事業者 所在地： 名 称： 2. 申出に係る取引の態様 3. 申出の趣旨 4. その他参考となる事項
--

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時00分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所3階) ☎23-1161 ●

消費生活

No. **152**
令和7年3月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所3階



お知らせ

◆今更聞けないクレジットカードのお話
第3回消費者講座を開催しました！
ご利用ください！出前講座

第51回消費生活展を開催しました！

1月18日（土）・19日（日）の2日間、ユアエルム成田店1階センタープラザにて、「第51回成田市消費生活展」を開催しました。

消費者トラブル、電気、ガス、環境といった暮らしに役立つ情報を来場された方々に紹介しました。また、クイズに答えてスタンプを集めるスタンプラリーを行い、多くの方にご参加いただきました。

出展団体による啓発の様子



うなりくんも遊びに来たよ♪



今更聞けないクレジットカードのお話

ひと昔前は、クレジットカードを作ることが大人になった証のようなときがありました。現在は決済手段の約33%がクレジットカード決済になっています。日頃何気なく利用しているクレジットカードですが、色々なトラブルが発生しています。クレジットカードについて知り、被害に遭わないよう気を付けましょう！

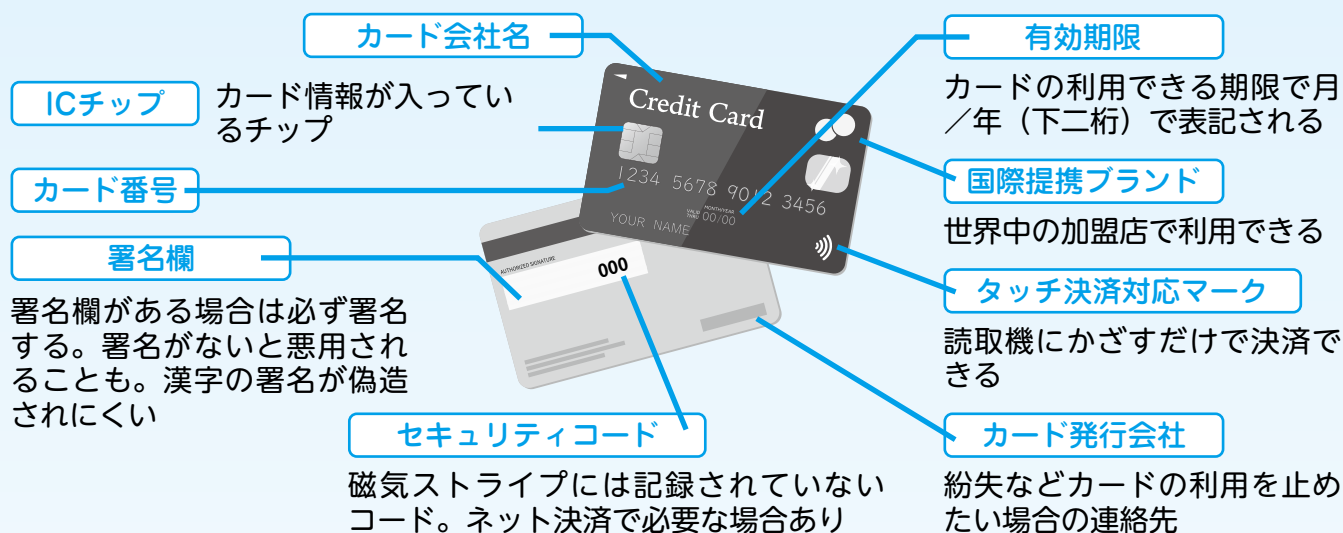
※経済産業省によれば、2023年度のキャッシュレス決済比率は39.3%
その内クレジットカードは83.5%（105.7兆円）を占めています



1 クレジットカードとは

クレジットとは「信用」のこと。購入した商品やサービスの代金を後から支払えるカードのことです。

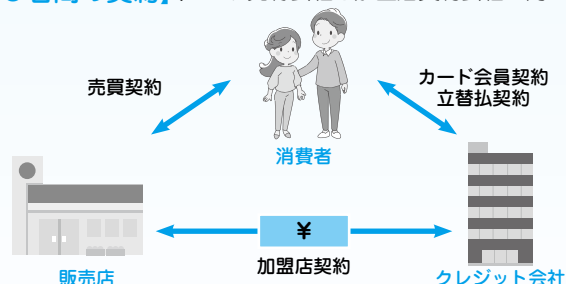
2 クレジットカードの券面例



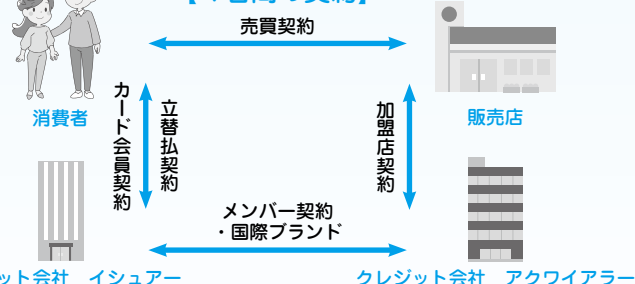
3 クレジットカードのしくみ

最近では、世界中に加盟店を持つ国際ブランドマークをつけたクレジットカードが主流です。このカードでは、カードを発行するクレジット会社と加盟店と契約するクレジット会社が異なる場合があります。カードを発行する会社を「イシューアー」といい、加盟店と契約する会社を「アクワイアラー」といいます。しくみは4者間の契約になります。

【3者間の契約】（カード発行会社と加盟店契約会社が同じ場合）



【4者間の契約】



消費者はクレジットカードを利用し、いずれの場合であっても後払いで商品等を購入することができます。

クレジット会社は消費者からの入金を待たずに販売店に立替払いで支払っています。

販売店との間でトラブルが発生した場合、クレジット会社に支払いの停止を求めます。相当な理由があった場合は支払いを一時止め、調査してもらうことができる場合があります。これを**支払停止の抗弁権**といいます。

4 クレジットカードのメリットとデメリット

【メリット】

- ① 便利さ・・・現金を持ち歩く必要なし
- ② 支払いに猶予期間
・・・一時的に資金繰りが楽
- ③ ポイントや特典
・・・ポイントや割引等の特典
- ④ 海外旅行時の利便性
・・・通貨の両替手数料が避けられ、旅行保険等の付加サービスあり

【デメリット】

- ① 使い過ぎのリスク
・・・予算を超えて使い過ぎることも
- ② 金利や手数料・・・特にリボ払いに注意
- ③ 年会費・・・年会費がかかるカードもあり
- ④ セキュリティリスク
・・・不正利用されることもあり
- ⑤ 信用情報に影響
・・・遅延等があると、ローン審査に影響の場合あり

5 トラブル回避のために

1) フィッシング詐欺・・・実在するカード会社、銀行、ECサイトなどに見せかけたEメールやSMS（ショートメッセージ）などがパソコンやスマホに届き、指示通り入力するとカード情報などが盗み取られ不正利用される。

⇒ ① 怪しいメール、SMSは開かない。⇒ ② 開いても中のURLにアクセスしない。
⇒ ③ アクセスしても情報を入力しない。⇒ ④ カード情報を入力してしまったら直ぐにカード会社にカード停止を申し出る。

2) リボ払い・・・利用金額や件数にかかわらず月々の支払額を一定額にすることができます。支払い残高に応じた手数料がかかるため、返済が進まない可能性があります。

- ① リボ払い専用のカードがあるのでカードの契約内容を確認。
- ② インターネット通販でカード決済する際、リボ払いが選択されていないか確認。
- ③ 請求明細の確認は忘れずに。※リボ払いの詳細については、「消費生活」149号を参照

3) 家族や友人でも貸し借りはしない

クレジットカードを利用できるのは、カード名義人「本人」のみ。カードの貸し借りはカード会社の会員規約で禁じられており、違反した場合はカード会員資格が取り消されます。

4) 暗証番号は絶対に教えない

暗証番号が使われた不正利用は、会員が暗証番号の管理を怠ったとみなされ、「カード会員本人」に支払責任が発生します。

5) 利用明細書は必ずチェック

万が一、相違や覚えのない利用が記載されている場合には、すぐにカード会社へ連絡します。一般的に60日を過ぎた場合は相当な理由があっても返金されません。

6) 紛失・盗難に気付いたらすぐに警察に届ける、カード会社に連絡する

通常、不正利用された場合は、会員補償制度の適用を受けることができます。補償が適用される要件などは、カード会社によって異なるので規約などをチェックします。

7) 利用していないカードは解約手続きを

カード会社に解約を申し出ます。カードが有効期限内であれば、カードを切断しても解約したことになりません。

8) 住所・支払口座・メールアドレスなどの変更があった場合は早急に変更手続きを

変更しないでいると、「利用明細書」が届かなかったり、カード更新の際に新しいカードが届かなかったりします。

6 まとめ

クレジットカードは※平均で約3枚／人持っています。一度限りの特典のために作ってそのまま放置していませんか。適切な管理のためにも、利用していないカードはないか確認してください。※（一社）日本クレジット協会より 2024年3月末現在

第3回消費者講座を開催しました!



令和6年12月2日(月)に(一社)日本清掃収納協会より山口 かな 氏を講師に招き、「年末大掃除セミナー」～新年を気持ちよく迎えるために～をテーマに消費者講座を開催しました。汚れの種類によって洗剤を使い分けることで、掃除の時短になることや場所別の掃除のポイントと簡単なお掃除スプレーの作り方などを学べる講座となりました。

ご利用ください! 出前講座



成田市消費生活センターでは、日頃の相談業務の他、消費生活相談員が講師として出向き、『悪徳商法あれこれ』(一般向け)、『賢い消費者のススメ!』(若者向け)をテーマに出前講座を行なっています。年々巧妙化する悪質商法・詐欺の被害を未然に防ぐには、手口や対処法を知ることが重要です。講座の内容、時間、場所も含め皆様からのリクエストにお応えしますので、ぜひご利用ください!

- ・講師派遣の費用は**無料**です。
 - ・場所は成田市内に限りますので、申請者が確保してください。
 - ・実施予定日の3週間前までにお申し込みください。
- ※詳しくは、右のQRコードからご覧ください。



出前講座お申し込み

問合せ先：成田市経済部商工振興企業立地課(市役所4階)
TEL:0476-20-1622 FAX:0476-24-2185 E-mail:shoko@city.narita.chiba.jp

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時00分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所3階) ☎23-1161 ●

消費生活相談Q&A

SNSを利用した投資勧誘に注意!

Q SNSで知り合った、資産運用に成功したという人の紹介で投資グループと契約して、指定された個人名義の口座にお金を振り込みました。投資の具体的な説明はメッセージ交換アプリを使うと言われましたが、数日経過しても何も連絡がありませんでした。不安になり解約と返金を申し出ると、電子決済サービスを利用するよう指示を受けました。しかし、このサービスの利用方法が分からず、返金の手続きができません。ほかに返金できる方法がありますか。

A 金融機関へ振り込んだ場合は、振り込み詐欺救済法を適用する方法がありますが全額戻ってくることは期待できません。振り込む時は簡単な手続きでも、返金を求めると操作方法が複雑で分かりにくく、手続きが進められないトラブルが発生しています。

楽をして簡単にもうかる話は詐欺です。被害に遭わないためには、SNSで知り合った人からの投資の誘いには乗らないことが大切です。さらに、事業者と取引する際に振込先の口座が



個人名義の場合は絶対に振り込まないようにしましょう。また、解約する際の返金手続きの中で、複雑なサービスを利用させて消費者に負担をかける場合も注意してください。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

消費生活相談Q&A

広告の料金表示に注意! トイレの修理で高額請求

Q 自宅のトイレが詰まってしまったので、ウェブサイトの広告に「見積もり無料、基本料金900円～、24時間対応」と記載がある事業者修理を依頼しました。作業員が到着後、作業してもらいましたが直らず、「ほかの作業が必要」と次々に提案され、仕方なく作業を続けてもらいました。その結果、詰まりは解消しましたが約35万円を請求されました。予想もしていなかった高額な請求で納得できないのですが、支払わないといけませんか。

A 請求金額に納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを伝え、その場での支払いはきっぱり断りましょう。また、やむを得ず支払ってしまった後でも、広告の表示額より請求金額が著しく高額な場合や、見積もりのために呼んだ事業者とその場で契約した場合などは、特定商取引法の訪問販売によるクーリング・オフができる可能性があります。このような場合は、見積書や契約書、契約に至った経緯などを整理して、消費生活センターに相談してください。

また、水回りの不具合などが急に発生すると冷静な判断ができないことがありますので、日頃から以下の点に気を付けるようにしましょう。

- 止水栓の位置や締め方を確認しておく
- 詰まった場合に備えてラバーカップや非常用の簡易トイレを

備えておく

- 戸建住宅の場合は住宅メーカーや施工業者、賃貸住宅の場合は大家や管理会社などに緊急時の対応について相談しておく
- 住んでいる地域の工務店や管工事組合などの情報を収集しておく

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

中途解約時は契約期間の確認を!

Q 脱毛エステ店で、1年間の契約期間とその後2年間のサポート期間で計18回の施術を受けられるコースに申し込み、契約金を一括で支払いました。半年間施術を受けた後、妊娠を機に休会したのですが、その後1年経っても体調が良くならなかったため中途解約を申し出ると、契約期間を過ぎていたため解約はできないと言われました。契約期間中に休会を申し入れているので、まだ契約期間内だと思うのですが、解約できないのでしょうか。

A 脱毛エステなどの長期間にわたるコースは、有償で施術を受けられる契約期間と無償で施術を受けられるサポート期間に分かれているものがよく見られます。特定商取引法の中途解約精算ルールでは、有償での契約期間のみが対象となるため、今回の場合、中途解約できるのは契約期間である1年間です。契約期間内に休会を申し出ている場合であっても、契約期間が延長されるということはありません。

契約時は、必ず有償の契約期間と施術回数を契約書で確認し、

どのタイミングで中途解約ができなくなるのか把握しておきましょう。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

公的機関をかたる架空請求に注意!

Q 消費者生活支援センターというところから「消費者問題確認通知」と書かれたはがきが届き、内容を読んでも「未納料金について管轄裁判所が訴状申請を受理しました」と書かれていました。全く身に覚えがないのですが、連絡しないと裁判所から口頭弁論の呼び出しがあり、放置すると給与や財産が差し押さえられる場合があると書かれています。どうしたらよいでしょうか。

A 法務省や国民生活センターなどに似た名称を使って「すぐに連絡しなければ大変なことになる」と不安にさせる架空請求の手口であるため、相手に連絡する必要はありません。相手に連絡すると、個人情報を知り出し、消費者が納得しそうな内容を当てはめて未納料金を告げてくることがあり、一度払うという名目で何度も請求を繰り返してきます。

未納料金が請求される場合、具体的な契約内容と金額が示されていて、払込用紙などが同封されていることが一般的です。契約内容などが具体的に書かれていないにもかかわらず、人を慌てさせるような内容の請求は、架空請求であると判断してよいでしょう。



裁判所からの訴訟関係の書類は、裁判所の名前入り封筒で特別送達として送られます。この書類の受け取りには受取人の署名や押印が必要です。受け取った場合は、無視せず指示された方法で意思表示を行いましょう。

判断に迷った場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

給湯器の点検に関するトラブルが増えています!

Q 先日、「法律が変わったので給湯器の点検が必要になりました。いつお宅へ伺ったらよいですか」という電話が突然かかってきたので、必要な点検なのだと思います。点検日を決めてしまいました。時間が経過して冷静になってみると、不審な点があるので断りたいのですが、聞いたこともない業者で、調べても連絡先が分かりません。どうしたらよいでしょうか。

A 高齢者などをターゲットにした給湯器の点検商法についての相談件数は、5年前と比較して3倍になっています。法律の改正で点検が必要になった場合などは、通常、メーカーや設置業者から通知されます。不審な業者と点検の取り決めをしてしまった場合は、約束の日に業者が来ても点検が不要であることを伝え、家の中に入れないようにしてください。点検をさせようと、依頼者の不安をあおるようなことを言って、新しい給湯器への交換を迫ってくることがあるので注意してください。



不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

著名人をかたった金融商品の勧誘詐欺に注意!

Q SNSの広告で「100万円が1億円に増えた」という著名な経済評論家による体験談が掲載されていたので興味を持ち、メッセージアプリに登録しました。すると、この経済評論家のアシスタントを名乗る人からメッセージが届き「海外株が短期で直上がりするから購入しないか」という投資話を持ち掛けられました。著名な経済評論家が言うことなら信用できると思い、個人名義の口座に100万円を振り込みました。その後、運用状況を確認すると1,000万円の利益が出ていたため資金を引き出したいと申し出たところ、手数料として100万円、運用している海外の株式市場に300万円の税金を支払わないと出金できないと言われました。支払えないと言うと違約金は200万円だと告げられました。これは詐欺でしょうか。

A SNS上には著名人の名前や画像を無断で掲載することで、消費者を信用させ、投資の勧誘を行う手口が多く見られます。株やFX、暗号資産などの取引で個人名義の銀行口座に振り込みさせることはありません。指定された口座が個人名義の場合は詐欺であり、一度振り込んでしまったお金を取り戻すことは困難ですので、絶対に振り込まないでください。

広告が本物かどうか見分けがつかない場合は、著名人の公式

サイトなどで投資に関する注意喚起が出ていないか確認するようにしましょう。また、日本に住んでいる人を相手に、株やFX、暗号資産などの取引をする業者は、金融庁への登録が必要のため、同庁ホームページで登録の有無を確認することも有効です。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

無料とうたう占いサイトに注意!

Q インターネットの広告で見つけた占いサイトに登録したところ、占い師から「あなたはすばらしい金運を持っているがまだ覚醒していない」とのメッセージが来ました。最初は無料でメッセージが来たものの、その後のやり取りには1通当たり1,500円がかかるようになっていました。「もう少しで覚醒できる」という言葉が気に入り、プリペイド型電子マネーで支払い、やり取りを続けました。しかし、身の周りに何の変化も起こらないまま気づけば約70万円を使っていて、資金が尽きてしまい、知人に相談すると詐欺だと言われました。だまされたと思うのですが、返金してもらうことはできますか。

A インターネットの検索やSNSの広告などで「無料鑑定」や「無料診断」などとうたう占いサイトでは、途中から有料のやり取りに誘導するものが見られます。「もう少しで」と消費者に期待を抱かせることで、高額な利用料金を支払わせるものも多くあります。このようなサイトは、実際に占いのサービスを提供していると主張し、返金に応じないケースがほとんどです。

メッセージをやり取りする中で不審なことがあり返金の交渉



をする場合、占い師を名乗る人とのやり取りは、重要な証拠となります。占いサイトを退会すると、メッセージが削除され確認できなくなる可能性があるため、スクリーンショットなどで保存しておくようにしましょう。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ

消費生活相談Q&A

「簡単にもうかる」という副業の広告に注意!

Q 「初心者でも隙間時間で簡単にもうかる」という副業を勧めるインターネット広告を見て、在宅で手軽にできそうだと思い5,000円でマニュアルを購入しました。その後、販売業者から「プロのサポートが受けられる有料のプランに入らないと稼げない」と電話があり、借金をして200万円を支払い、サポートプランに加入しました。ところが、指示通りにやっても全くもうかりません。解約して支払った代金を取り戻すにはどうしたらいいのでしょうか。

A 「簡単にもうかる」とうたい、副業で収入を得るためのノウハウが入っているという触れ込みの情報商材の販売広告がインターネット上で増えています。

情報商材は、購入するまで内容が分からず、全く価値のない情報の可能性もあります。また、「有料のサポートを受けないと稼げない」などと言い、100万円以上もする高額のサポートプランを勧めてくるケースも多く見られます。サポートプランに加入しても利益が出る保証はなく、借金だけが残ったという相談も寄せられています。

電話で有料プランの勧誘を受けた場合は、電話勧誘販売とし



て、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフにより、契約を無条件で解除でき、支払った代金を全額取り戻せる可能性があります。また、契約書面を受け取っていない場合や契約書面に不備がある場合は、契約後時間がたってもクーリング・オフを主張できる場合があります。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

「〇〇Payで返金」という詐欺に注意!

Q インターネット通販で洋服を注文し、代金として1万円を銀行振り込みした数日後、事業者から「在庫がないのでキャンセルして〇〇Payで返金する。〇〇Payのアプリをインストールし、返金コードを入力するように」と指示されました。言われた通りにアプリをインストールし、指示された返金コード「99980」を入力すると、返金されないどころか、逆に自分から相手に9万9,980円を送金してしまっていたことに気付きました。お金を取り戻すことはできますか。

A インターネット通販のトラブルは年々増加しており、今回のように「返金する」と言ってスマートフォン決済の仕組みを悪用し、商品の代金と二重でお金をだまし取る詐欺の手口が見られます。

いったん送金してしまうと、実態が分からない詐欺サイトからお金を取り戻すことは難しいことに加え、だまされたとはいえ、消費者自らがアプリを操作をして相手に送金しているため、決済サービスの事業者から補償を受けることも困難です。「〇〇Payで返金します」と連絡が来た場合は、相手の指示に従わず消費生活センターに相談してください。また、被害に遭ってしまった場合は、すぐに決済サービスの事業者に申し出るとともに警察に相談してください。

不安に思ったり、トラブルになったりした場合は、消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

LCCでの利用トラブルに注意!

Q 家族旅行のためにインターネットでLCC(格安航空会社)のチケットを予約し、クレジットカードで代金を支払いました。ところが、日付を間違えて予約していたことに気づき、すぐに航空会社のお客センターに連絡したところ、「キャンセルはできるが、返金はできない」と言われてしまいました。何とか返金してもらえないでしょうか。

A 予約したLCCの約款にキャンセルによる払い戻しはないという決まりがあれば、返金を求めることは困難です。LCCでは、返金可能なプランで予約をしない限り利用者の都合による変更や払い戻しはできない場合が多くあります。

LCCは、カウンター業務の機械化や、機材の効率的な運用などにより低価格で利用できることで人気が出ていますが、利用の際は、それらの特性を十分理解し、約款などをよく確認しましょう。

利用の際は次のようなことに留意しましょう

- 機内持ち込みの手荷物はサイズや重量の制限が厳しい
- 座席の指定や飲食物などの提供は有料の場合が多い



- 天候や機材の故障などで欠航になった場合は、自社便への振り替えが基本で、他社便への振り替えはできないことが多い

- フライトスケジュールが何度も変更になることがある

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールに注意!

Q 毎年、確定申告をインターネットで行っています。先日、「国税庁からのお知らせ」というメールが届き、申告した内容に関するものかと思い、記載されているURLにアクセスしました。すると、個人情報の入力フォームが表示されたので、不審に思いながらも入力しました。案内通りに「次へ」のボタンをクリックすると、クレジットカードの入力を求められ、「これはおかしい」と感じたため送信を思いとどまりました。これはフィッシングメールによる詐欺だったのでしょうか。

A 国税庁をかたった不審なショートメッセージ(SMS)やメールから、国税庁ホームページになりすましたフィッシングサイトへ誘導される事例が見受けられます。国税庁や国税局、税務署では、SMSやメールで国税の納付を求めたり、差し押さえの執行を予告したりすることはありません。

フィッシングサイトにアクセスしてしまうと、クレジットカード情報を入力させられたり、不審なアプリのインストールを誘導されたりします。不審なSMSやメールを受信した場合や国税庁ホームページになりすましたサイトを発見した場合

は、アクセスしないようにしてください。また、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)を利用する際は、URLを確認するようにしましょう。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

子どもがスマホゲームへ課金身に覚えのない高額請求が!

Q クレジットカードに身に覚えのない約30万円の請求があり、調べてみると小学生の息子が1週間にわたってスマートフォンのゲームアプリに課金していたことが分かりました。どうにかして返金してもらえないでしょうか。

A 未成年者が法定代理人(保護者)の承諾なしに契約を結んだ場合は、民法で定められた未成年者取消権により、原則として取り消すことができます。子どもに事実確認をした上で、サービスの場を提供しているプラットフォーム事業者へ返金を申し出ましょう。返金が認められなかった場合は、ゲーム会社へ返金を申し出るとともにカードの支払いの一時停止を行いましょう。

ただし、保護者のアカウントで課金していたり、ゲーム内の年齢確認画面で成年であると偽っていたりした時は取り消しや返金が認められない場合があります。

単に「成年ですか」との問いに「はい」と回答させるだけの場合や利用規約に「未成年者の場合は法定代理人の同意が必要です」と記載してあるのみの場合などは、それぞれの事情を考慮し総合的に判断されますので、消費生活センターに相談してください。

子どもの勝手な課金を防ぐために

保護者のアカウントは利用せず、保護者が子どものアカウントを管理・保護できる「ペアレンタルコントロール」機能を利用しましょう。また、保護者のアカウント、クレジットカード、携帯電話料金と合算して支払えるキャリア決済のパスワードの管理に注意してください。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



○成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

平成28年3月17日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定により、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 法第10条第2項に規定する機関としてセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
成田市消費生活センター	成田市花崎町760番地

(開所時間)

第3条 センターの開所時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第4条 センターの休所日は、成田市の休日に関する条例（平成元年条例第46号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(職員)

第5条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第6条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格したもののみなされた者を含む。）を消費生活相談員（以下「相談員」という。）として置く。

(相談員の人材及び処遇の確保)

第7条 市長は、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、当該相談員が適任であると認められるときは、再任することができる。

2 市長は、相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(研修の機会の確保)

第 8 条 市長は、センターにおいて法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（情報の安全管理）

第 9 条 市長は、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務の実施により得た情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

平成28年3月17日

規則第19号

改正 平成29年3月23日規則第18号

令和2年3月31日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例(平成28年条例第17号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 センターを利用できる者は、本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(令2規則16・旧第6条繰上)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日規則第18号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第16号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和 6 年度消費者行政の概要

発 行：成田市

編 集：経済部商工振興企業立地課
〒286－8585

成田市花崎町 760 番地

TEL 0476-20-1622

発 行 日：2025.9

登録番号：成商企 25－018